

鳥取県告示第19号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年1月13日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
鳥取医療生活協同組合 組合長理事 山上 英明	鳥取市末広温泉 町566	大森生協診療所 デイケアほほえみ	鳥取市西品治806	通所リハビリ テーション	平成20年12月 31日
〃	〃	わかさ生協診療所 デイケアさくら	八頭郡若桜町大字 若桜1200-1	〃	〃